労務ぷらん レポート

労務プランニング オフィスINOUE

こうすれば安心、就業規則

再雇用する時の給与決定基準





再雇用後の勤務形態 労働時間に応じた給与と年金の調整は?

再雇用・継続雇用後の給与設計

定年前の処遇や給与を引き継ぐ必要はありません。パートや嘱託などの勤務形態で運用する方法が一般的です。

65歳までの年金

給与と賞与の1/12を合算した月(総報酬月額)と年金月額の合計が28万円を超える場合は、超えた額の1/2が年金月額からカットされます。

なお、46万円を超える場合は、また、別の計算方法により、カットとなります。

65歳以降の年金

給与と賞与の1/12を合算した額 (総報酬月額)と年金月額の合計が 46万円までであればカットはありません。ただし、65歳以降の年金月額には、国民年金である基礎年金は支給調整の対象ではありません。基礎年金をのぞく、厚生年金が10万とすると、給与は36万までカットなく支給されます。

65歳以降は、一般従業員の年金調整は、ほとんど対象になりません。

再雇用勤務の給与を決定するにあたり、経営者がその方の年金額を確認しようとしても、個人情報だの、プライバシーだのと言われることもよくあります。それは、多くの方が、思っていたより年金額が低かったりするからかもしれません。60歳支給される一部年金は、厚生年金の報酬比例部分のみです。定額部分はつまり65歳以降は基礎年金として支給される部分(約65000円)は、60歳~支給開始年齢までの数年間は支給されず、本来の年金額から65000円程度の定額年金部分を引いた額となります。となると、40年程度、しっかり年金をかけた方以外は、だいたい18万位までの給与は、ほぼ、減額の対象とならず、それ以上の給与については、年金との調整をうけるというのが、目安となります。

こうすれば安心、 再雇用社員の就業規則

(目的)第1条 この規程は、○○株式会社(以下「会社」という)の就業規則第○条により、定年 退職後に会社で再雇用される者(以下「再雇用者」という)の取扱いについて定める。

(定義) 第2条 再雇用者とは、定年退職後において、会社と「再雇用契約書」を締結して、再雇用される者をいう。

(再雇用の基準) 第3条 再雇用を希望する者のうち、次の要件を全て満たすものを再雇用する。

- 一 本人が再雇用を希望しており、意欲がある。
- 二 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がない。
- 三 過去3年間の人事考課がB以上である。
- 四 過去5年間で無断欠勤がない。

(再雇用の手続き) 第4条 再雇用に関する手続きは次のとおりとする

- ・ 会社は、定年退職が予定されているものに対して、再雇用制度に関する説明を行うとともに 再雇用の希望調査を実施する。
- 再雇用を希望する者は、定年退職日の6ヶ月前までに再雇用申込書に必要事項を記入して 会社に再雇用を申し出る。
- ・ 会社は、再雇用希望者が第3条および第6条の基準をみたす場合、会社と再雇用希望者は、 「再雇用契約書」を締結し、再雇用後の賃金等労働条件を確認する。

(再雇用の契約期間)

第5条 再雇用の契約期間は原則として1年間とする。

(契約の更新)

第6条 再雇用者の契約更新は、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 本人が契約更新を希望しており、意欲がある。
- 二 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がない。
- 三 契約期間中の人事考課がC以上である。

(職務内容) 第7条 本人の能力等を勘案して個別に決定する。

(勤務時間)第8条 再雇用者の勤務時間は、原則として次のとおりとする。但し、この時間以外の勤務時間で就業する場合は、個別の契約で定める。

始業時刻 午前9時 終業時刻 午後5時

休憩時間 正午から午後1時

(給与)第9条 再雇用者の賃金は基本給、時間外労働手当、休日労働手当とする。基本給は、本人の勤務形態、人事考課等を総合的に判断し、個別に決定する。

(昇降給) 第10条 契約更新時において、昇給または降級を行う。

(賞与) 第11条 支給しない。

(退職金) 第12条 支給しない。

(その他) 第13条 本規程に定めのない事項は、就業規則の規定に準ずるものとする。

附 則 この規則は平成24年1月1日から実施する。

定年後の再雇用者、継続雇用者の最適賃金とは?

一般社員の場合、仕事の内容にもよりますが、定年後の再雇用者、継続雇用者の給与基準は、20%~30%程度の支給水準を下げた給与設計を行います。すでに、60歳の定年前に、一定割合で給与額が引き下げられている場合であっても、何年かにわたり、さらに、少しずつ減額する場合も多くみられます。

「手取り額」が最大になるように、公的制度を活用しよう

60歳以降も働き続ける場合で、60歳時の賃金より25%以上下がる場合には、雇用保険に5年以上加入していたなど、一定の要件をクリアする人に、雇用保険から高年齢雇用継続給付が支給されます。これを活用し、在職老齢年金や高年齢雇用継続給付を受け、税金や保険料が少なくなることで、手取り額を確保することが可能です。

「最低賃金+g」を時給とし、あとは手当でカバーしよう

高齢者は、意欲、能力、健康状態が人によりかなりばらつきがあります。企業は、製品やサービスの提供を通じて利益を上げることが目的です。一方で、労働者である以上、労働時間、最低賃金など、守られる権利も多くあります。「最低賃金+ α 」とその人の労働時間数から、給与を概算しましょう。

65歳以降の再雇用は、契約期間をしつかり定め更新の条件を確認しよう

65歳以降の雇用契約については、雇用契約期間をしっかり定め、契約更新の有無、どのような状況であれば、契約更新するのか、などを明示し、確認しておきましょう。契約期間が1年以内であれば、昇給なども次の契約時に行えばよいことであり、評価もおこないやすくなります。

